

— [コラム2] 「全国被害者支援ネットワーク」設立について —

「全国被害者支援ネットワーク」の活動に関わって

公益社団法人全国被害者支援ネットワーク顧問
公益社団法人被害者支援都民センター理事

大久保恵美子

日本での被害者支援活動は新しい分野であったため、支援に携わる人たちが最初からその理念を理解し、支援スキルを持っていたわけではない。被害者から電話相談を受けて共感し、傾聴するという姿勢の支援だけでは被害者には不十分だった。

私は、保健所の保健師として心身に問題を抱えている地域住民の支援に30年間従事してきたが、その手法は被害者支援とは異なると漠然と考えていた。しかし、都民センターで多くの支援に携わってみて、保健所等でしてきた仕事は、そのまま被害者支援に役立つことを実感した。被害後の10年間は仕事の傍ら休みを利用し隠れるようにして行ってきた被害者支援を、本来の仕事として堂々とできることへの思いは格別だった。

この頃のネットワーク事務局の専任スタッフは野田美和さんだけという時期もあり、山上教授は東京医科歯科大学の研究室に寝泊まりし、私生活をも犠牲にして日夜奮闘してくださっていた。都民センターとしても出来得る限りネットワーク活動に協力をするという基本姿勢のもと、警察庁の安田貴彦被害者支援室長と都民センターの青木俊一専務理事とが緊密に連携し、ネットワークと共催で全国の支援センター対象の研修等を開催した。時には意見の相違があっても被害者の視点に立った支援の充実と実践を積み重ね、犯罪被害者等早期援助団体としてのあるべき姿を追究し、日本の被害者支援の牽引車となるべく、山上教授の指導のもと、センター職員一同が日々奮闘し、困難を乗り越えた日々を今は懐かしく思う。

時機に応じた適切な支援を提供するには、被害者の置かれた現状や心情を直接聞く場が必要だと考え、都民センター内に被害者支援の一環として自助グループを立ち上げた。また、全国の被害者遺族73名へ「被害者が求める支援内容」のアンケート調査も行った。

その結果からも支援者側が積極的に危機介入し、関係機関と連携して必要な支援を提供する体制づくりと被害者同士が支え合う自助グループの重要性が確認できた。

また、自助グループは、被害者の精神的な回復に役立つのみならず、支援員の資質向上と人材育成等にも有効な手段であることが運営する中で確信できた。

望月廣子相談支援室長は「被害体験を聞くことは人としての根元的な問題や人生観も問われるため、自らの生き方を振り返る場としてどのような研修にも代え難い貴重な経験ができる」と言っている。また「被害者の『遺族でなければ分からない』という言葉は、支援者の胸に罪悪感や無力感として突き刺さることがあっても継続的に信念を持って参加することで信頼感に繋がる。この経験は、事件直後の自宅訪問など緊張が強られる支援に活かされ、実践の場での自信につながる」と言っている。

都民センターでは、さらなる支援の充実のためには被害者支援への社会の理解が必要と考え、検察庁・法務省・自治体の職員や大学の法学部・社会福祉学科の学生たちも研修生として、また中学生たちの視察も積極的に受け入れた。

研修生たちは、「今まで考えたことがなかった被害者の問題に直面し、自分の人生観・価値観・職業

観も根底から変わった」と感想を述べて各職場や大学に帰った。

被害者支援の必要性やセンターの役割を理解した人の輪が広がっていくことを実感する日々でもあった。講演依頼も警察から始まり、検察庁・弁護士会・裁判所・自治体・法人等々へと広がっていった。法務省の検討会議や裁判所の職員研修では、山上教授は精神科医でありネットワーク理事長として発言し、私は被害者当事者で且つ犯罪被害相談員として被害者の現状と支援の必要性を伝える、というように役割分担をしてきた。国会議員の勉強会に呼ばれる機会も増えていった。

犯給法を改正するにあたり、衆議院議員に説明するために議員会館の階段を走って登る警察庁の石井隆之給与厚生課長と安田貴彦氏の後ろを、息も絶え絶えになりながら回ったことも忘れられない。この改正犯給法で早期援助団体が明記され、被害者からの相談を待つ体制から警察からの情報提供を受け、被害者の元に出向く直接支援も支援センターの役割であることが関係者に理解されて活動の幅も広がった。

この頃からは犯罪被害者等基本法制定に繋がる自民党の「司法制度調査会基本法制小委員会」のヒアリングに出席した。議員の皆さんの基本法制定に向けた熱い意気込みに比べ、関係省庁の答弁には熱意を感じられず不安を感じた。そんな時、基本法策定に多大なご尽力をいただいた上川陽子衆議院議員(後の法務大臣)と「あすの会」代表の岡村勲さんとで小泉総理大臣を訪ねた。「被害者は皆疲れ果てている。総理大臣のリーダーシップで一日も早く基本法を成立させてほしい」とお願いをした。総理は「急がなければね」とおっしゃったので「きっとできる」と確信を持てた。

平成16年12月念願の「犯罪被害者等基本法」が成立した。保岡興治元法務大臣や塩崎恭久元官房長官、松島みどり元法務大臣等々の皆様のご尽力があつたのことと心から感謝している。議員の皆さんは「被害者の権利も憲法に入れるよ」といつも励ましてくれた。

翌17年4月から「基本計画検討会」が始まった。内閣府に「犯罪被害者等施策推進室」が置かれ、月2回のペースで検討会を開催することができたのは、寝食を忘れて取り組んで下さった加地隆治室長を始めとする室員の方々の多大なご尽力のお陰である。

アメリカで上院議員の政策立案スタッフをされていたこともある上川陽子氏が実務者だった基本法は「犯罪被害者等の視点と意見を施策に反映する」と規定されており、その要望等を施策に反映するため「基本計画検討会」は夜遅くまで続けられることも度々だった。

座長だった今は亡き宮澤浩一慶応大学教授は「会議時間の延長は申し訳ないが、被害者の方たちは何十年とこれを待っていたので、1～2時間をいただければ」とおっしゃってくださった。省庁の構成員の「慎重に検討したい・関係省庁と協議したい」という逃げ腰な言葉には、村田吉隆犯罪被害者等施策担当大臣は「今までの枠組やシステムの糊代をちょっと伸ばしてすまそう、という考えはいけない。新しい制度なのだから省庁は覚悟して取り組むように」と苦言を呈してくださった。その後の検討会は、何故できないのかではなく、どうすればできるかとの発想で検討するようになり、困難に立ち向かう同志のような雰囲気が創られ、連帯感が深まったように感じられた。

宮澤浩一氏の後任となった山上教授は、座長でありながらも毎回被害者支援の立場での発言もしてくださった。警察庁の片桐裕総括審議官の被害者に接する立場での発言も検討会の牽引力となった。

基本法成立以前は、「犯罪被害者」という文言は法律の条文に無い。被災者ならあるが…」と、どこに行っても無視されたが、今はとりあえず相談に乗ってくれるように社会が変わったことは有り難い。だが、まだ課題も多い。

山上教授が、犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム(以下「シンポジウム」という)ですでに指摘して下さったように、「刑事司法も変わるべきときに来ていることを関係者は考えていただきたい」。

被害者が自分なりの人生を再び歩み出すためには被害直後からの適切な支援が重要である。その支援体制の確立には刑事訴訟法等の法令で支援活動を保証する制度が不可欠と考える。被害者連絡制度や通知制度の一層の充実により、警察と検察が連携し、その都度被害者が依頼しなくても済む仕組み創りと情報提供内容の充実が必要である。

司法の世界ではまだ「被疑者・被告人が主役」であることを痛感させられる。犯罪者の権利が憲法でも法律でも手厚く守られているのに、その犯罪者により被害を被った被害者の権利をなぜ憲法や刑事法に入れないのか納得できない。被害者は刑事司法に正義を感じたいと切に願っている。

また、ネットワークの目指す「日本のどこに住んでいてもいつでも必要な支援が継続的に受けられる社会」を実現するには、被害者の特性に応じた支援を的確に実践できる人材の確保と育成が必要であり、支援全般をマネジメントできる専門職がネットワーク事務局内に常駐する体制の整備も必要である。

いわれなき偏見や二次的被害を受けることなく住み慣れたその地域で暮らし続けられるよう、社会全体で被害者を支える気運の醸成のため、学校教育・社会教育・職域教育等のさらなる充実も一層進めなければならない。

警察庁が始めた「いのちの大切さを学ぶ教室」は被害者遺族等が講師となって中学生や高校生に被害体験を語り、命の大切さを深く考えてもらう事業である。講師を務める被害者の体験談は聴く子供たちの心に沁みわたり、安全で安心して暮らせる社会の構築に大いに役立つものと考えている。

平成24年度の第一回「いのちの大切さを学ぶ教室全国作文コンクール」の国務大臣賞は国家公安委員会委員長賞だけだったが、第五回からは文部科学大臣賞も設けられた。これは栗生俊一現警察庁長官が長官官房長だった時のご尽力によるものと聞いている。これからの社会を担う子供たちに学校教育の場で「命を大切に作る心」が育っていくことを有り難く思う。27年前のシンポジウム以来、その時々でこのように関係者の真摯な姿勢と配慮により被害者支援が進展していることをいつも実感している。

犯罪被害者が受けた衝撃は一生消えないが、適切な温かい支援を受けた被害者は人や社会への信頼感を取り戻し、自尊心も回復し、再び生きる希望を持てるようになる。そして、同じ被害者を出さないために、被害体験を生かした社会づくりに貢献したいと思えるように回復する。その一方で、声を出せない被害者や支援を受けられなかった被害者は、加害者を憎むだけでなく、国や社会はなぜ助けてくれないのかと関係機関や関係者を恨みがちになる。さらにその気持ちが昂じると「誰からも支援してもらえない自分など生きている価値がない」と思い込み、怒りの刃を自分に向け自暴自棄となり、仕事を辞め家庭を崩壊させてしまう被害者もいる。

シンポジウムのあと「困窮している被害者を一人の人間としてそのまま放置することはできない」という強い信念と人間愛によって、山上教授と警察庁の方々の仕事の枠を超えて行動して下さったことで、日本の被害者支援は全国に広がった。

人と人の繋がりが希薄となっている今、被害者支援は大切な人間愛の一つの理念として後世に伝え続けることが自分の使命ではないかと思っている。シンポジウム当日は、夫と二人で「自分たちが生きている間に日本では被害者支援は始まらないのでは…」と絶望を感じて帰ったのが今はうそのようだ。

このように思うのも、山上先生の後任として都民センター理事長となった飛鳥井望先生が精神科医として、新たな支援プログラムを導入し、実践しつつネットワークと連携して積極的な被害者支援を実践してくださっているからだ。

犯罪被害者等基本法の基本理念に明記されている「被害を受けた時から再び平穏な生活を営むことができるように…（以下略）」の文言を改めて噛みしめ、ここには書き切れなかった多くの皆様のご尽力とご努力により「犯罪被害者支援の今がある」ことの幸せを感じている。

今までに出会ったすべての方々感謝とお礼を申し上げ、終わらせていただきます。